

市町村児童家庭相談業務調査結果 (暫定版)

(平成17年6月1日時点)

※ 数値については、今後変動することがある

○ 各人口規模区分に該当する市区町村数、人口は、以下のとおり。

人口規模区分

人口30万人以上の市区数	69
(人口 30,789,759人)	
人口10万人以上30万人未満の市区数	185
(人口 29,919,488人)	
人口10万人未満の市区数	495
(人口 25,995,425人)	
町数	1,304
(人口 17,923,679人)	
村数	332
(人口 1,649,266人)	
政令指定都市	14
(人口 21,881,957人)	
合計	2,399 市区町村
(総人口 128,159,574人)	
(1市区町村あたり平均人口 53,422人)	